

「コリンズ（CORINS）への登録」の取り扱い運用解説

1 適用範囲

この運用解説は山梨県県土整備部が発注する建設工事に適用する。

2 対象業務

「コリンズ（CORINS）への登録」の対象工事は次のとおりとする。
実施または変更工事請負代金額が500万円以上となる全ての工事。

3 登録の義務付け

設計図書の一部である土木工事共通仕様書の以下の条項により、受注者への義務付けを行っている。（特記仕様書への明示は必要ない。）

1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

（注1）当初の工事請負代金額が500万円未満で変更等により工事請負代金額が500万円以上となる場合は、登録を行う。

（注2）当初の工事請負代金額が500万円以上で変更等により工事請負代金額が500万円未満となる場合は、変更登録を行う（請負代金のみの変更の場合は完成の登録時でよい）。

4 登録に要する費用

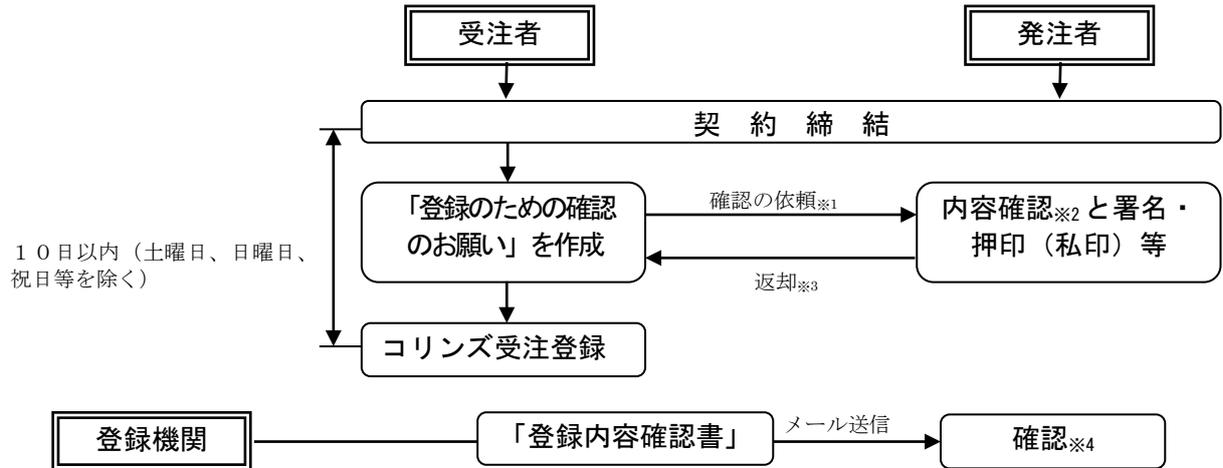
工事实績登録に要する費用は、現場管理費率にて率計上とする。

5 その他

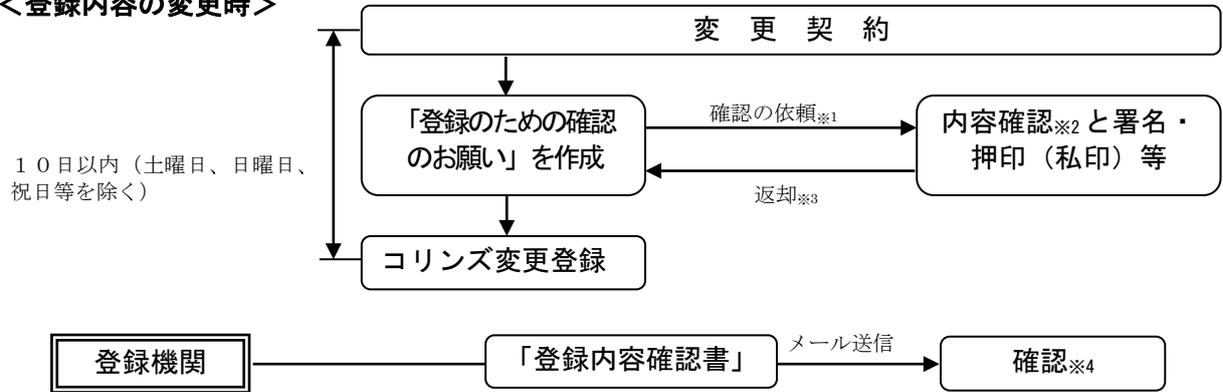
コリンズホームページ（JACIC ホームページ） cthp.jacic.or.jp

コリンズ登録の際の事務手続きフロー図

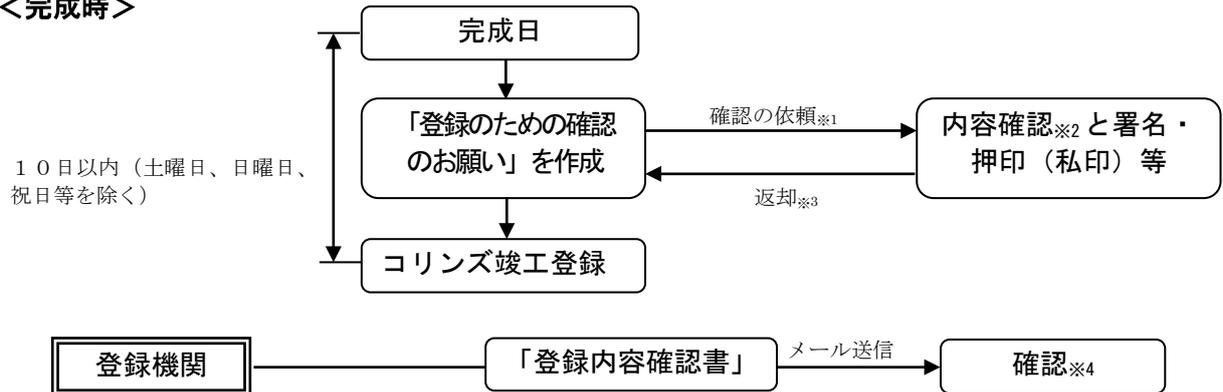
<受注時>



<登録内容の変更時>



<完成時>



※1:「登録のための確認のお願い」の確認の依頼は、コリンズから監督員に送られるメールによるものとする。

※2:「登録のための確認のお願い」の内容確認において、担当者（監督員）が内容確認を行えばよいものとする（決裁等は不要）。なお、不備がある場合については訂正を指示し、再度確認を行う。

※3:メールは不可とする。

※4:「登録内容確認書」の確認は、担当者（監督員）が内容確認を行えばよいものとする（決裁等は不要）。

※その他:変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。